◆書評◆

前田健太郎著

『女性のいない民主主義』

(岩波書店 2019年 ISBN 978-4-00-431794-4 820円)



大木 直子

(お茶の水女子大学 グローバルリーダーシップ研究所)

世界経済フォーラムが経済、政治、健 康、教育の4分野における各国の男女格差 について毎年発表する Global Gender Gap Report の最新版 (2019年12月) によると、日 本は153か国中、121位(0.6521)と過去最低 を記録した。特に政治分野が144位(0.049) と最も低く、前回のレポートでの順位とスコ ア(125位、0.081)と比べても、政治分野に おける男女格差はより悪化していると認め ざるを得ない。日本では、2010年代に入り、 「女性活躍推進法」(2016年成立)、「政治分 野における男女共同参画推進法」(2018年 成立、以下候補者男女均等法)といった経 済、政治分野における女性の進出を後押しす る(ように見える)法律ができたにもかかわ らず、なぜ、男女格差が縮まらないのか。な ぜ、内閣や議会、中央省庁といった政治の意 思決定の場に女性は少ないのか。本書は、こ の現実の政治の世界で起きている「男性支配 という謎」(6頁)を解き明かす上で、政治学の主流派の学説がほとんど役に立ってこなかったことを指摘し、政治学にジェンダーの視点を導入することで、男性支配の構造を鮮やかに描き出している。

本書は、第1章にて、ジェンダーの視点を 単に「女性の存在に光を当てるだけでなく、 女性を政治から排除する権力への注意を促 し、あらゆる学説の見直しを要請する」(51 頁)視点と定義した上で、このジェンダーの 視点に基づく議論と、標準的な政治学の学説 一つ一つとを突き合わせる「対話」形式で進 められていく。ここではこれらの「対話」の うち、「代表」、「民主化」、「福祉国家」に関 するものを取り上げ、女性の代表を増やし、 男女平等の民主主義に近づくための方策に ついてまとめる。

標準的な政治学における民主主義や民主 化の議論には、女性参政権や代表者の男女

DOI: 10.24567/00063812 253

^{1 「0」}が完全な不平等、「1」が完全な平等を示す。

比の視点が欠けていることが指摘されてい る。例えば、民主主義を「市民の意見が平等 に政策に反映される政治体制 | として、相対 的にそれに近いものとして定義される「ポリ アーキー」(61頁)は、競争的寡頭制の下で 選挙権が拡大される「包括化」と政党間競争 が許容される「自由化」の二つの要素から構 成されている。「包括化」のプロセスには女 性参政権の獲得も含まれることから、「ポリ アーキー | は女性参政権を最低条件としてい る点で、相対的にジェンダーの視点を有して いると評価されている(63頁)。しかし、「ポ リアーキー | の定義には、今日の代議制民主 主義における代表の概念が含まれていない。 そのため、競争的な選挙の結果、男性ばかり が選ばれたとしても「ポリアーキー」の概念 では女性不在の問題への言及は行われてこ なかった。

また、「民主化」の議論を見ると、標準的な政治学の教科書では、民主化の国際的な「波」は三度起きたとされ、第一の波は、19世紀のアメリカからはじまり第一次世界大戦まで、第二の波は第二次世界大戦後から1960年代まで、第三の波は1970年代半ば以降に起きたと言われている(75-77頁)。しかし、民主化の興隆時期の分類は、選挙権を持つ成人男性の割合や執行部の選出方法や議会との関係の観点から示されたもので、女性参政権の成立の時期には対応していない。また今日の政治学で最も広く用いられているポリティ指標にも女性参政権は考慮されず、近年、「ポリアーキー」の概念に忠実な指標

である「多様な民主主義プロジェクト」によ うやく、女性参政権とも関連する参政権を持 つ市民の割合の項目が加えられた。したがっ て、ジェンダーの視点で民主化の歴史を振り 返ると、「単に競争的な選挙が行われている ことだけでなく、男性と女性が平等に代表さ れていること | (88頁)を民主主義の基準と するならば、女性が議会進出し、男女が平等 に代表されることで民主化は進行するので あり、女性の議会進出が進む21世紀の今こ そ国際的な民主化の第一の波ではないか、と 本書は主張する。これを踏まえるならば、日 本は、代表者における男女比が著しく不均等 であることから、第一の波すら来ておらず、 民主化の度合いは限りなく低いと言えるの ではないか。

続く、第3章では、福祉国家の議論を中心に、政府の政策がどのように作られ、誰の利益を実現するものなのかについて検討を行っている。主流派の学説において、福祉国家とは、「市場経済のリスクから労働者を守るため、年金、失業保険、生活保護など、労働者を『脱商品化』するための社会保障制度」を発達させ、その「制度へのアクセス権を社会権として保証する国家」(107頁)と定義され、労働組合や消費者団体などの利益集団が影響を与えている(119-120頁)。

しかし、ジェンダー視点から従来の福祉国 家論を見ると、様々な批判的な考察が浮かび 上がってくる。例えば、性別役割分業が行わ れている社会において「脱商品化」される労 働者とは主に男性労働者であり、家庭に閉じ

込められた女性は男性労働者を通じてのみ 社会保障制度が供給される点である。フェミ ニスト福祉国家論では、福祉国家を男性稼ぎ 主モデルと個人モデルに分類することが提 起され、個人モデルの福祉国家では育児や 介護といったケアを家族ではなく、政府が社 会福祉として供給する「ケアの社会化」が進 められ、男女にかかわらず一人ひとりの労働 者を支援する(110-112頁)。つまり、女性 を家庭内のケアから解放し、労働市場への参 加を支援する「脱家族化」である。また、議 員や官僚と同様に、利益集団の指導者には男 性が多く、男性の利益が優先される傾向が強 いことから、国家フェミニズム論では、フェ ミニズム運動の展開とともに、フェミニズム 運動とつながりのある官僚(フェモクラット) が、強い権限を持つナショナル・マシーナ リーに配置されることで、男性優位の政治が 是正されることが指摘されている(125-126 頁)。

日本は、依然として、男性稼ぎ主モデルを前提に、男性が多数を占める利益集団が、同じく男性ばかりの官僚や政治家に対して、圧力活動を行う利益集団政治が行われ(122頁)、性別役割分業に基づいて福祉の供給主体として家族が重視されている(115-119頁)。日本でも1990年代から少子化対策として、仕事と子育ての両立支援策が講じられていたが、「ケアの社会化」を含まない女性の社会進出を促すものであったので、出生率の回復という成果にも結び付かない状態が続いている。また、2012年以降の自民党政権

でスローガンとして掲げられている「女性活用」や「女性活躍」も男女平等志向に基づくものではなく、成長戦略の手段として女性管理職の積極的な登用を促すものであり、男性稼ぎ主モデルからの転換を目指すものではない。しかし、数は少ないながらも、DV防止法(2001年)や候補者男女均等法などの成立過程で見られたように、女性の利益に関わる政策や男女不平等是正を目指す政策は、超党派の議員立法によるものが多く、男女平等志向の弱い首相のリーダーシップの影響を受けずに実現された事例として捉えられる(148-149頁)。

本書は最後に、選挙制度や政党システムなどに関するジェンダー視点からの再検討を踏まえ、代議制民主主義の下で男女が平等に代表されるためには、何をおいても女性候補者が増えることが重要であり、そのカギを握るのは、政治家に安定したキャリアパスを提供し、候補者選考のゲートキーパーの役割を担う政党であると結論付けている(第4章)。

日本の議会で、戦後長い間続いてきた男性支配を解消するためには、「党勢拡大のための新機軸として女性候補者を開拓する圧力」が与党より強くかかる野党が積極的に女性候補者を擁立し、結果として支持拡大に成功すること(186-187頁)、候補者男女均等法をより強力な候補者クオータへ発展させ、与党を含めたすべての政党が候補者の女性比率の数値目標を設置しそれを実現すること(202頁)が今後の課題となっていくだろう。